



2022年5月13日

各 位

会 社 名 チタン工業株式会社  
代表者名 代表取締役 井上保雄  
社長執行役員  
(コード番号 4098 東証プライム)  
問合せ先 取締役 西田 敦  
常務執行役員  
(TEL 0836-31-4155)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月29日開催の第124回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、経営の効率化、意思決定の迅速化並びに次期社長及び取締役候補者の育成等を目的として2009年より執行役員制度を導入しております。今般、本制度が十分に機能していると判断されることから、現行定款第12条、第13条及び第23条の取締役に関する規定を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日  
定款変更の効力発生日 2022年6月29日

以上

別紙(変更の内容)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(総会の招集) 第 12 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は臨時必要あるとき取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>(総会の議長) 第 13 条 株主総会の議長は<u>取締役社長</u>がこれに当る。取締役社長に事故あるときは取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 14 条 <u>当会社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役) 第 23 条 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役社長</u> 1 名を選定する。必要あるときは取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長 1 名、<u>専務取締役及び常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p>	<p>(総会の招集) 第 12 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は臨時必要あるとき取締役会の決議に基づき<u>取締役社長執行役員</u>がこれを招集する。</p> <p>(総会の議長) 第 13 条 株主総会の議長は<u>取締役社長執行役員</u>がこれに当る。取締役社長執行役員に事故あるときは取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(役付取締役) 第 23 条 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役社長執行役員</u> 1 名を選定する。必要あるときは取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長 1 名、<u>取締役専務執行役員及び取締役常務執行役員</u>各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2 <u>取締役社長</u>は代表取締役でなければならない。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 <u>取締役社長執行役員</u>は代表取締役でなければならない。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>1. <u>現行定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>